大槌町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定業務委託
プロポーザル実施要領

１　趣旨

本要領は、大槌町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務を委託するにあたり、業務に対する意欲、経験を活かした企画提案を求め、仕様に基づく価格のみの競争ではなく、総合的に見地から評価し、最も適切な者の選定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うために必要な手続きについて定めるものとする。

２　業務概要

(1)　業務名

大槌町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）業務委託

(2)　業務内容

別添「大槌町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託仕様書」参照

(3)　業務期間

契約締結の日から令和９年２月 26 日まで

３　業務委託料の限度額

業務委託料の限度額は下記のとおりとする。

8,360,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、提案する見積金額が、限度額を超えた場合は、本プロポーザルについて失格とする。

４　参加資格

参加者は、参加申込書の提出日において、次の事項をすべて満たしていなければならない。

(1)　共通事項

①　岩手県内に本店又は支店若しくは営業所等を有する者であること。（個人での参加は不可。）

②　都道府県又は市町村発注の本業務内容と同種業務を、過去 ５ 年間（令和３年度から令和７年度まで）において、元請けとして受託した実績を有していること。

③　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の４第１項の規定に該当しないこと。

④　政令第 167 条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後２年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の従業者として使用する者でないこと。

⑤　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

⑥　岩手県及び大槌町の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から契約締結までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。

⑦　大槌町暴力団排除条例（平成 27 年条例第 38 号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

⑧　参加申込書提出時において、地方税、事業税、国税（法人税及び消費税並びに地方消費税）を完納していること。

(2)　特記事項

配置する技術者の要件として、管理技術者及び照査技術者について、技術士（建設部（都市及び地方計画）又は環境部門）あるいは RCCM（都市計画及び地方計画）の有資格者であること。

担当技術者（主担当者）について、資格の有無は問わないが、計画図書等に基づき適正に業務が実施できる者であること。

５　募集内容

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり、参加を申し込み、町は当該申込者の資格を審査し、その結果を当該申込者に通知するものとする。

(1)　プロポーザル参加申込書の提出

①　提出書類

ア　参加申込書【様式１】

イ　会社概要書【様式２】

ウ　登記事項証明書（発行後３か月以内のもの。写し可。）

エ　印鑑証明書

オ　暴力団排除誓約書【様式３】

カ　納税証明書の写し（地方税、事業税、国税）
（未納税額のない証明）

キ　「４　参加資格(１)②」に記載した業務実績を証する書類
※キの書類は、業務委託契約書の写し等、業務実績を確認することができる書類。複数の業務実績を記載した場合は、記載した全ての業務実績についてそれぞれ確認できる書類を提出すること。

ク　「４　参加資格(２)」に記載した配置予定管理技術者及び照査技術者経歴書

ケ　参考見積書【様式４】

コ　参考業務費内訳書

②　提出部数　　２部

③　提出期限　　令和８年７月 10 日（金）　午後５時まで（必着）

④　提出場所　　大槌町　町民課「14　問い合わせ先」と同様

⑤　提出方法　　郵送又は持参

※郵送の場合、提出書類は、書留又は簡易書留(郵便局が配達し、大槌町が受領した日時の証明が可能な方法)で郵送のこと。

※封筒は、Ａ４サイズが折らずに入るものによること。

※持参の場合土日祝日を除く平日の午前９時から午後５時までとする。(平日の正午から午後１時の間は除く。)

(2)　参加資格審査結果の通知

町は、本プロポーザルへの参加申込書を提出した全ての者について「４　参加資格」により速やかに参加資格要件に合致しているかを確認し、その結果を通知するものとする。

６　質問及び回答

本プロポーザルの参加が認められた者のうち企画提案書の作成について質問のある者は、次により質問書を提出すること。

(1)　質問

①　提出書類　　質問書【様式５】

②　提出期限　　令和８年６月 26 日（金）　午前９時から
令和８年７月２日（木）　午後５時まで

③　提出方法　　提出期限内に持参、郵送又は電子メールにより提出すること。
※持参の場合は、土日祝日を除く平日の午前９時から午後５時までとする。（平日の正午から午後１時の間は除く。）
※郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、期日までに必着とすること。
※電子メールの場合は、電話で受信確認を行うこと。

④　注意事項

ア　質問は要旨を簡潔にまとめ、提出すること。

イ　審査に影響を及ぼすおそれがある質問及び企画提案書作成に必要ないと判断される質問については受け付けない。

(2)　回答

①　回答期限　　令和８年７月７日（火）　午後５時まで

②　回答方法　　回答は、町のホームページ又は電子メールにて、回答期限までに質問事項を集約した回答書を作成のうえ、参加が認められた者全てに対して提示する。

７　企画提案書作成及び提出

企画提案書の作成及び提出は次のとおりとする。

(1)　企画提案書の作成

【企画提案書様式１】業務に対する基本的な考え方

【企画提案書様式２】業務体制に関する考え方

【企画提案書様式３】事業に対する意欲

(2)　企画提案書等の提出

①　提出期限　　令和８年７月 30 日（木）

②　提出書類　　(1) により作成した企画提案書

③　提出部数

正本	１部	本プロポーザル名、法人施設所在地、商号又は名称、代表者名を記入した表紙を付けること。
副本	８部	表紙は正本の写しとする。

④　提出方法　　郵送又は持参
※郵送の場合、提出書類は、書留又は簡易書留(郵便局が配達し、大槌町が受領した日時の証明が可能な方法)で郵送のこと。
※封筒は、Ａ４サイズが折らずに入るものによること。
※持参の場合土日祝日を除く平日の午前９時から午後５時までとする。(平日の 正午から午後１時の間は除く。)

⑤　提出場所　　大槌町　町民課「14　問い合わせ先」と同様

８　プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案者は、次により本プロポーザルに係るプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を実施し、これに対して、大槌町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）業務委託プロポーザル審査委員会の委員は審査基準に従い審査する。

(1)　審査

①　日時　　令和８年８月４日（火）【予定】
②　場所　　大槌町役場庁舎　３階　　大会議室
③　審査は、企画提案参加者名を伏して行う。
④　プレゼンテーション等は非公開とする。
⑤　プレゼンテーションの時間は 20 分以内、質疑は 15 分とする。
⑤　参加できる者は、自社社員３名以内とする。
⑥　主たる説明は担当技術者が行うこと。
⑦　詳細については、後日、大槌町　町民課「14　問い合わせ先」より連絡する。

(2)　審査結果

①　通知日　　令和８年８月６日（木）【予定】
②　通知内容　　審査結果
③　通知方法　　全参加者に書面で通知する。

９　審査結果の通知

審査結果については、参加者に文書で通知するほか、大槌町ホームページ上で公表する。公表の内容は、契約候補者の名称、参加者の総得点及び選定の結果とする。

なお、審査結果に対する異議申立て及び問い合わせは、一切受け付けない。

10　契約の締結

審査により決定された者と契約の交渉を行う。なお、候補者の企画提案が無効となった場合や契約交渉が不調等により契約締結に至らない場合は、審査により次順位者とした者と契約締結の交渉を行う。

11　本業務に係る全体スケジュール

項目	時期
実施の公告（町ホームページ掲載）	令和８年６月 26 日（金）
質問書提出期限	令和８年７月２日（木）
プロポーザル参加申込書等の提出期限	令和８年７月 10 日（金）
資格審査結果の通知	令和８年７月 16 日（木）
企画提案書等提出期限	令和８年７月 30 日（木）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和８年８月４日（火）予定
審査結果の通知及び公表	令和８年８月６日（木）予定
契約締結予定	令和８年８月上旬予定

12　提出書類の取扱い

提出書類は次のように取り扱う。

(1)　企画提案書類等の作成及び応募等本プロポーザル参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。

(2)　提出された書類等は、返却しない。

(3)　提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。

(4)　提出された書類等は、審査及び説明のために、その写しを作成し、使用することができるものとする。

(5)　本プロポーザルに係る提出書類について、当該書類の受理後においては、差し替え、追加、削除等は一切認めない。ただし、町が必要とする場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

13　その他

審査委員の構成、詳細な評価基準は公表しないものとする。

14　問い合わせ先

大槌町　町民課　環境生活係
〒028-1192　岩手県上閉伊郡大槌町上町１番３号
電　話　0193-42-8713
メールアドレス　kankyo@town.otsuchi.iwate.jp
ホームページ　　http://www.town.otsuchi.iwate.jp